

令和4年3月23日

各位

新潟市水道事業管理者
水道局長 佐藤 隆司
(担当：総務部 経理課)

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
・トッパン・フォームズ 株式会社 (トッパンフォームズ株式会社) 主たる営業所 東京都港区東新橋一丁目7番3号	令和4年3月23日～ 令和4年9月22日 (6カ月)
・小林クリエイト 株式会社 (小林クリエイト株式会社) 主たる営業所 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地	令和4年3月23日～ 令和4年6月22日 (3カ月)

2 指名停止理由

日本年金機構が発注する年金定期便の作成業務の入札等において、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整をする違反行為を繰り返したとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。